

# 政翔会

市民と市政の翔け橋

Seisyokai 2021 春号

政翔会事務局 近江八幡市桜宮町236番地 発行：2021年3月  
議会内 TEL 36-5528 発行責任者：辻 正隆

みなさまへ



令和3年新年度を迎えます季節となりました。市民の皆様にとりましては、昨年より続きます新型コロナウイルス感染症という未知の感染症に日本のみならず世界が直面する年となりました。改めてお亡くなりなられた方々、今なお病に苦しんでおられる方々に対し、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。未だ収束の見通しはたっておりませんが、日本が諸外国と比較して人口当たりの新型コロナウイルス感染症による死者数が低い水準で食い止められているのは、国民の健康や衛生に対する意識の高さ、医療の質の高さ、そして何よりも献身的な治療と医療体制を維持してくださっている医療従事者の皆様のご尽力の賜物と、深い敬意と感謝を申し上げます。

さて、令和2年度近江八幡市は、感染拡大を受け、まずは感染防止に万全を期すとともに、大規模な補正予算を編成し、国・県の支援の徹底とともに独自支援策として、「子ども在宅応援金」等生活支援や、経済の立て直しに2回の「じもと応援クーポンの発行」、基幹産業であります「近江牛の支援」などに努めて頂きました。言うまでもなく、市民の生命・健康を守ることが最優先の課題ではありますが、事業や経済が回るようにしていくことが雇用や市民生活を守るうえで不可欠であります。今後も感染拡大防止と社会経済活動の両立を図りながら、人々の安心をより確かなものとしていかなければなりません。

議会としましては、そのため令和3年度はポストコロナを見据え、コロナ禍にあっても、将来世代を考えれば財政の規律や節度は保つ必要があると考え、支出増が真に必要なものに配分され、将来を見据えた「賢い支出」となっているかチェックをしながら、中長期的な視点に立った財政運営とコロナ後の新しい社会の実現に取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症の拡大により世界中がこのような状況になると誰が予測できたでしょうか。私たちは改めて不確実な時代を生き抜いていくという覚悟と知恵、絆と勇気を持たなければなりません。

引き続き、皆様方の一層のご指導・ご支援をお願い申し上げます。

政翔会代表 辻 正隆

3月議会において政翔会を代表させていただき、会派代表質問に立たせていただきました。質問項目は大きく7項目について当局に対し伺いました。

- 1 令和3年度予算編成について ..... 社会的課題をどのように捉え予算に反映したのか等
- 2 新しい時代の流れを活用した取り組みについて ..... 学校教育のICT化
- 3 防災・減災・国土強靱化について ..... 国土強靱化の進捗状況



辻 正隆

- 4 当市における道路整備・交通インフラについて ..... 東西南北に渡るインフラ整備
- 5 脱炭素化社会の取り組みについて ..... 脱炭素化における当市の役割
- 6 新型コロナウイルス感染症拡大防止の取り組みについて ..... 新型コロナウイルスワクチン接種
- 7 新市庁舎整備計画について ..... 新庁舎建設計画の考え方

## 会派視察

2020年 10月15~16日

### 厚生労働省にて

令和2年10月15日に、厚生労働大臣政務官の小鍬隆史（こやりたかし）参議院議員にお取り計らいをいただき、厚生労働省で取り組まれる政策についての説明を、新政会（平井 浩治議員、道下直樹議員）と合同で受けさせていただきました。



### 第四次少子化社会対策について

市においても出生率の低下が課題となっていることから、国の少子化対策の新たな対策の指針として打ち出された第四次少子化社会対策大綱の具体的な内容についての説明をいただきました。

### 地域共生社会確立に向けた重層的支援体制について

議員として市民の皆さまと係わるなかで、「生活困窮者」「高齢者」「障がい者」「子ども」の各分野は、それぞれが絡み合っているということに気付くことがあります。そこで、このような課題に対応すべく新たに国で創設された、地域共生社会確立に向けた重層的支援体制整備事業の具体的な内容についての説明をいただきました。

### 新型コロナウイルス感染症について

全国的なコロナ感染の状況を確認させていただくとともに、国の今後の対策についての説明をいただきました。



### 農業ウイーク視察

幕張メッセにて開催の第10回農業ウイークを視察させていただきました。農業ウイークとは、農業法人、畜産農家、農協、参入検討企業が日本中から来場する展示会です。東日本から農業法人、畜産農家、農協、農業への参入検討企業が多数来場し、出展企業と活発な商談が行われていました。また、期間中農業に係る研究成果、取り組み等の33講演が開催され、私たちもアクアポリックス等の講演を聞きました。



## 自治会向け補助制度について

現在、近江八幡市から各自治会に交付されている補助金には様々なメニューがあり、多くの自治会が活用されていることから、有効であり必要であると思っておりますが、それではカバーしきれない現代的な課題も増えています。

### 例えば...

野生の小動物が住宅地に出没してゴミステーションのゴミを食い荒らすという事例が増えていることから、箱形のゴミステーションの設置や修繕を行いたい。

自治会館を建設する際に、スペースの関係でやむを得ず倉庫を別の敷地に建てなければならない。



イノシシが住宅地に出没するようになったことから、侵入防止柵を設置したい。

このような、それぞれの自治会特有の提案について審査会で選定し、補助金を交付したり、技術的なアドバイスを行う柔軟性のある新しい支援制度の仕組みを考えてはどうかと質問しました。

また、ハード整備だけでなく新たな仕組みづくりとして、自治会加入の促進や選挙投票率の向上などのソフト事業の取組を行う自治会への支援についての市の考えを尋ねました。

### 市の回答要旨

今後、個別の課題の分析を行い、新しい制度について関係課で協議を行い取組が可能か検討します。また、ソフト事業等に対する補助については他の市町で取り組まれている事例もあり、費用対効果も検証しながら関係課で協議を行い検討します。



沖 茂樹



## 最近の質問から

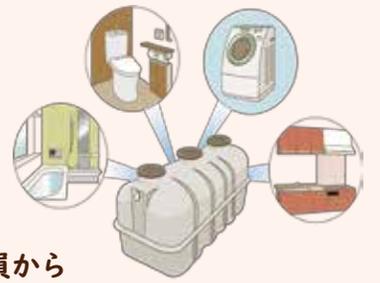
- ・合併浄化槽更新時の助成について（2020年9月）
- ・安土町総合支所を今後なぜ残すのかを問う（2020年9月、2021年3月）
- ・新型コロナ対策で、緊急的に市費で臨時講師2名の配置（馬淵小、八幡小）、この対策を令和3年度1年間延長を求める。（2020年12月）
- ・市行政職の管理職に占める女性ほどの程度か、今後の対策について（2020年9月）
- ・日野川改修、土地改良及び農業の課題等



小川 広司

## 合併処理浄化槽を更新するとき 国・滋賀県の補助復活を求めて

合併浄化槽は、必ず更新時期を迎えますが、その際国や県からも補助がありました。一方下水道事業はストックマネジメント（保全対策等）計画を策定することによって、更新時に国の補助が受けられます。そのため汚水処理という分野の中で公費負担の考え方に差異が生じるようになって



私たちはこれからも  
国・県への要望活動を  
続けてまいります。

県への要望 2020年 6月 近江八幡市を含む8市5町から  
県への要望 2020年 12月 近江八幡市全学区連合自治会及び全市議会議員から

更新補助廃止の影響を受ける住宅は市内全域で2,117基（2020年3月31日時点）  
なかでも馬淵学区が一番多く約4分の1で、続いて桐原、島学区でこの3学区で約55%を占めています。

小川議員個人質問より

# 最も優先すべきは市民の利

市庁舎整備工事の契約解除に伴う損害賠償問題の和解と賠償金支払いについて  
政翔会は市民の利益と当市の信頼回復のため賛成の立場をとりました

**議論の争点** 今回議論すべきことは、議会に諮ることなく契約を解約した小西市長個人の責任の有無ではなく、滋賀県建設工事紛争審査会から勧められた和解を受け入れるかどうかである。（※小西市長個人の責任の有無については現在住民訴訟が行われています。）

### 前提として今ある事実

- 1 この度の紛争は近江八幡市側の一方的な契約解除に起因している。
- 2 近江八幡市側が賠償金を支払わなくて済むことは有り得ない。
- 3 紛争審査の当事者は近江八幡市と(株)奥村組である。
- 4 (株)奥村組は早々に和解を受け入れる意向を示している。

### 最も優先されるべきこと

- 1 市民の負担を最小限に抑えること
- 2 近江八幡市の信頼を損ねないこと

### これまでの経過

平成 30年	1月31日	臨時議会を開催し庁舎建設工事の契約を議決する
	4月15日	近江八幡市長選挙
	4月25日	(株)奥村組に対して契約解除を通知する
	10月19日	(株)奥村組から損害賠償に関する協議を申し入れられる 近江八幡市と(株)奥村組による話し合い
令和 2年	3月31日	双方の話し合いによる解決を断念する
	5月15日	臨時議会において、滋賀県建設工事紛争審査会に対する 仲裁申請を全員賛成で可決
	5月20日	滋賀県建設工事紛争審査会へ仲裁を申請
	9月15日	第1回審理
	10月26日	第2回審理
	12月4日	第3回審理（和解を勧められる） (株)奥村組が和解を受け入れる意向を示す
令和 3年	1月27日	臨時議会を開催し和解および賠償金を議決する
	2月8日	第4回審理（和解決定）

#### (株)奥村組に支払った金額

203,996,880円	着工から契約解除までの出来高
46,707,945円	現場復旧工事などの実費
406,000,000円	解決金（逸失利益ほか）
656,704,825円	総額

### 議論の内容

- 小西市長が議会に諮ることなく独断で契約を解除したことで、このような事態を招いたのにもかかわらず、今になって賠償金の判断を議会に求めるのは身勝手過ぎる。
- 和解ではなく、とことん審理を続けることで4億600万円よりも安くなるのではないか。
- 紛争審査会に審理を委ねたことで、市と(株)奥村組の当事者だけでなく第三者が介入したことになり不公平感が払拭された。
- 解約をしても、(株)奥村組は別の仕事で利益を上げることが出来るので、市は(株)奥村組の逸失利益（解約していなければ得られた利益）は極めて少ないなどの主張をしてきたが、同社は実績に基づく利益の考え方を主張されており、これ以上解決を長引かせることは市の理論が立証できない限り、市にとって有利にはならないのではないか。
- そもそも今回の原因を作ったのは本市であるにもかかわらず、本市の主張に寄った和解案が示され、それを(株)奥村組が早々に受け入れられた。
- 今後、安土小学校などの整備事業が控える本市にとって、(株)奥村組に対して誠意のない対応をした場合には建設業界全体からの信頼を損ない、今後、市民が不利益を被るのではないか。



近江八幡市議会  
報告会 on YouTube  
配信中です

近江八幡市議会で毎年実施しています議会報告会ですが、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大の恐れがありますので、これまでの対面での開催を行わず、YouTubeでの配信という形を取らせていただきました。  
また、今年度は、本市の未来を担う若者である中学生から多くの質問をいただき、それに答えるという企画になっています。是非ご覧ください。近江八幡市議会 議会報告会で検索ください。

## 新型コロナウイルスのワクチン接種 についての情報

**接種時期** 国が示されている新型コロナウイルスワクチンの配分が限定的であり、集団接種で始めるための十分な量を確保することができないため、4月下旬から離島である沖島及び、高齢者施設入所者等を優先的に接種を実施される予定です。それ以外の高齢者(65歳以上)への接種は5月以降となる予定です。その後、基礎疾患を有する方及び高齢者施設等の従事者、それ以外の方の順番で接種を実施されます。

**接種回数** 一人あたり接種間隔を一定期間空け、計2回の接種を行います。ワクチンの種類により、接種の間隔が3週間もしくは4週間と異なります。

**接種場所** 原則、住民票所在地の市町村（住所地）の医療機関もしくは接種会場で接種を受けていただきます。当市では集団接種会場として近江八幡休日急患診療所とあづちマリエート体育館の2か所を開設予定です。市内医療機関としてはヴォーリズ記念病院において予定されています。

#### 集団接種会場

・近江八幡休日急患診療所 ・あづちマリエート体育館

#### 医療機関

ヴォーリズ記念病院

#### 接種費用

無料

**接種予約方法** 今後、市から送付される接種券に同封されるチラシをご覧ください。  
現在、集団接種会場及び各医療機関は準備中のため、新型コロナウイルスワクチン接種の予約は出来ません。準備が整い次第、市のホームページ等にて周知されます。

### 各種の相談窓口 ワクチン全般に関する質問

厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター  
受付時間：午前9時から午後9時まで（土日祝含む）  
電話番号：0120-761770

### ワクチン接種後の副反応にかかる相談のような医学的知見が必要となる専門的な相談

滋賀県新型コロナウイルスワクチン専門相談窓口  
受付時間：午前9時から午後5時まで（土日祝含む）  
電話番号：077-528-3588  
FAX番号：077-528-4867

### ワクチン接種の予約などにかかる相談

近江八幡市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター  
受付時間：午前9時から午後5時まで（土日祝含む）  
電話番号：0570-666-538

### 聴覚に障害のある方

一般財団法人全日本ろうあ連盟ホームページをご覧ください。

記載しました内容は今後の国の動向により変更になる場合がありますので、近江八幡市のホームページ等で最新の情報をご確認ください。

## 一時支援金、3/8(月)より申請本登録の受付開始 飲食業以外も対象【緊急事態宣言】

#### 支給額

中堅・中小企業：最大 60万円 個人事業主：最大 30万円

#### 支給対象者

緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業、又は外出自粛等の影響を受けた業者  
※対象となる事業者の例

飲食店、農業者、漁業者、飲食料品、割り箸、サービスの供給者、旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者等の人流減少の影響を受けた者

#### 申請スケジュール

令和3年3月8日から令和3年5月31日まで  
※オンライン申請となります。  
詳しくは一時支援金事務局ホームページでご確認ください。